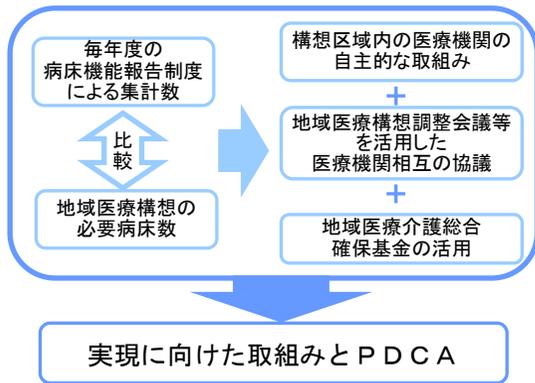


1. 地域医療構想の実現に向けた主な仕組み(医療法第30条の14、地域医療構想策定ガイドライン)



○構想区域内の医療機関の自主的な取組み

・医療機関は、医療機能の現状と、地域ごとの将来の医療需要と各医療機能の必要量を比較し、将来の必要量の達成を目指して、自主的な取組みにより機能分化・連携を推進

○地域医療構想調整会議等を活用した医療機関相互の協議

・都道府県は、構想区域等ごとに調整会議を設け、関係者との連携を図りつつ、将来の医療機能の必要量を達成するための方策などを協議

○地域医療介護総合確保基金の活用

・病床機能の転換に必要な施設整備を補助するなど、医療機関による自主的な機能分化・連携の推進を支援
 ・在宅(※)医療と介護サービスの提供体制の整備 ※構想における在宅の範囲は、自宅に加え、サービス付き高齢者向け住宅、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設など高齢者住宅や介護施設を想定。

2. 本県地域医療構想の実現に向けた取組み

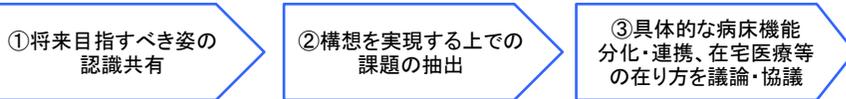
(1) 地域医療構想調整会議の設置

各構想区域(村山、最上、置賜、庄内)に地域医療構想調整会議を設置

※各二次保健医療圏に設置の地域保健医療協議会に同会議の機能を持たせる

【委員】 保健医療関係者、福祉関係者、学識経験者、行政関係者、医療保険者

【進め方】



[病床機能の分化・連携]
 “各医療機関が自主的に”、病床機能の分化・連携を進める
 [在宅医療等の拡充]
 “各関係機関が連携して”、地域の実情に応じた在宅医療の拡充を図る

関係者の協議等を踏まえ

各構想区域

地域医療構想調整会議(地域保健医療協議会)

【主な協議内容】

- (1) 地域の病院等が担うべき病床機能
- (2) 病床機能報告制度による情報の共有
- (3) 在宅医療の拡充に向けた具体的な事業
- (4) その他地域医療構想の実現に向けた方策

病床機能の調整に関するWG

在宅医療に関する専門部会

報告

調整等

全県

山形県保健医療推進協議会

全県的な進捗状況の把握、評価

病床機能調整推進部会

各構想区域における病床機能の調整に対する助言

(2) 地域医療介護総合確保基金※等を活用した施策展開

地域医療構想に掲げる「病床機能の分化・連携」、「在宅医療の拡充」、「人材の確保・育成」を施策の3本柱とし、地域医療構想調整会議における協議等を踏まえ、関係者と共に課題解決のための施策を展開。

※取組みに対する財政支援